

趣旨

県は、総合防除のより一層の拡大を目指し、令和5年11月、「滋賀県総合防除計画」を策定した。「農作物病虫害雑草防除基準」は本計画に基づき策定し、病虫害雑草防除指導に資するため、農作物の病虫害雑草防除技術の詳細な内容や環境に配慮した農薬のリストを提示するものである。

農作物病虫害雑草防除基準の基本事項と利用上の注意事項

1. 令和6年度農作物病虫害雑草防除基準（以下、防除基準と言う。）は令和6年4月1日～令和7年3月31日の間、有効とする。

なお、防除基準は、農薬取締法に基づき登録された農薬について、その流通、販売者、農薬使用者および関係団体等の経済活動を妨げるものではない。

2. 防除基準への登載農薬は、水稻、麦類、大豆における防除指導の対象となる薬剤を記載し、原則として「農作物病虫害雑草防除基準に登載する農薬の採用および削除の基準について」（p.6）に基づき選定した。薬剤名は商品名を用いた。記載順序は不同である（p.147～371）。

Ⅲ. 防除薬剤一覧表 1. 水稻および 2. 麦類・大豆（p.147～345）に示した農薬の使用に当たり、散布機器として無人航空機（無人ヘリコプターおよび無人マルチローター）は含まない。水稻、麦類、大豆に無人航空機（無人ヘリコプターまたは無人マルチローター）による散布を行う際に使用する農薬は、 3. 無人航空機（無人ヘリコプターまたは無人マルチローター）（p.346～371）に別に示した。

3. 水稻、麦類、大豆以外の野菜、果樹、茶等の農作物については、対象農作物ならびに対象有害動植物に適用登録があれば、防除基準に登載しているとみなす。但し、次の①～⑤の農薬は除く。

①人畜毒性が、毒物または特定毒物の農薬

- ・パラコートを含む剤（グラモキシソンS, プリグロックスL, マイゼット）
- ・E P Nを含む剤（E P N乳剤）
- ・酸化フェンブタズを含む剤（オサダン水和剤 25・オサダンフロアブル）

②魚毒性Ⅱ類相当で土壌施用するものうち次の農薬

- ・カズサホスマイクロカプセル剤（ラグビーMC粒剤）
- ・クロルピリホス粒剤（ダーズバン粒剤, ダーズバンベイト）
- ・テフルトリン粒剤（フォース粒剤、アクタラフォース粒剤）
- ・有機銅粒剤（キノンドー粒剤）
- ・T P N粉剤（ダコソイル）

③水質汚濁性農薬

- ・C A Tを含む剤（シマジン, シマジンフロアブル, シマジン粒剤 1, シマジン粒剤 2）

④その他の理由によるもの

- ・有用昆虫に影響のある剤
ピリプロキシフェンを含む散布剤（プルートMC, ラノー乳剤）
- ・人畜毒性が劇物で代替剤のある粉剤
イソキサチオン粉剤（カルホス粉剤 3）

⑤有人ヘリコプターに適用登録のある農薬。ただし、複数の防除方法に適用登録がある場合、有人ヘリコプターにかかる使用方法分のみが該当。

4. 防除基準への農薬の登載の有無について

防除基準への農薬の登載についての考え方は、下記のとおりとする。

(1) 原則として単剤を記載したもの

ア	水稻	種子消毒
イ	水稻	は種時土中施用
ウ	水稻	側条施用
エ	水稻	本田殺虫・殺菌剤（粒剤タイプ除く）
オ	その他薬剤	
カ	麦類	
キ	大豆	

アからキの項目の農薬は、原則として単剤を記載した。また、単剤で適用登録がない場合は混合剤を記載した。対象薬剤については、以下の①～③の条件を全て満たす場合は、登載したとみなす。

- ①対象農作物ならびに対象有害動植物に適用登録があること。
- ②該当農薬に含まれるそれぞれの成分が、同一の剤型でその農作物に登載されていること。
- ③該当農薬に含まれるそれぞれの有効成分投下量は、その農作物に登載されている農薬の有効成分投下量と同等もしくは低いこと。

(2) 登載する全ての農薬を記載したもの

ク	水稻	育苗箱施薬
ケ	水稻	本田殺虫・殺菌剤（粒剤タイプ）
コ	水稻	除草剤①～④（本田施用）
サ	無人航空機（無人ヘリコプターおよび無人マルチローター）	

クからサの項目の農薬は、登載する全ての農薬を記載した。但し、同一項目の中で同じ農薬で名称が違う場合は、登載したとみなす。（例；スタークル箱粒剤、アルバリン箱粒剤）

(3) その他

シ	水稻	除草剤⑤
---	----	------

シの項目の農薬は、一覧表（p 326）に示す成分を含み、以下の①～③の条件を全て満たす場合、登載したとみなす。なお、農薬名で登載の農薬は、成分ではなく登載農薬のみを登載している。

- ①水稻や水田作物に登録があり、水田刈跡や水田畦畔、休耕田などに適用があること。
- ②液剤、水和剤、乳剤であること。
- ③混合剤は一覧表にある成分の組合せに限る。

(4) 水稻除草剤については1キロ剤が登載され、かつ適用登録があれば3キロ剤は登載していると見なす。

(5) 農薬入り肥料は、上記4. (1) ①～③の条件全てを満たす場合、登載したとみなす。

(6) 乗用型の速度連動式液剤少量散布装置（ピークル）に係る剤は、上記4. (1) ①および②の条件を満たす場合、登載したものとみなす。

(7) 剤型は、次表「剤型タイプの分類」の剤型タイプに含まれているものを同一と見なす。表に記載がない場合は、都度、科学的データに基づいて判断する。

表、剤型タイプの分類

粉剤タイプ	粉剤、DL粉剤
粒剤タイプ	粒剤、微粒剤、細粒剤、バック剤、250G（豆つぶ剤等）、楽粒
液剤タイプ	液剤、ME剤
水和剤タイプ	水和剤、顆粒水和剤、ドライフロアブル剤、WG剤、WDG剤、フロアブル剤、ゾル剤、SE剤
水溶剤タイプ	水溶剤、顆粒水溶剤
乳剤タイプ	乳剤、EW剤

(8) 有機農産物の日本農林規格で使用が認められている薬剤（p 421）は、掲載している
と見なす。

5. 防除基準は原則として令和5年12月15日現在の農薬登録に基づいて作成。

6. 農薬使用の指導にあたって

- (1) 農薬の適正使用を図るために、農薬取締法およびその他関係法令を熟知すること。
- (2) 登録内容のメーカー間による違いや失効・変更などがありうることから、必ず最新の登録内容を確認し、有効期限内に使用するよう指導する。
- (3) 農薬の使用にあたっては、登録内容だけでなく注意事項等も含め必ず最新の登録内容に従って使用するよう指導する。特に農薬の適用作物を誤認しないよう、適用作物の一覧表（p 11～29）などを基に、使用できる作物を必ず確認すること。
- (4) 農薬を少量散布する場合、農薬の登録内容を必ず確認し、乗用型の速度連動式液剤少量散布装置（ビークル）を使用する旨の記載があれば、ビークルを使用するよう指導する。
- (5) 野菜類や果樹類または花き類など適用作物の範囲が広い薬剤は、品種や散布時の気温などの諸条件で薬害や汚れが発生する可能性があることから、技術情報を収集し、事前にラベルを十分確認し指導する。
- (6) 水稻、麦類、大豆等の種子生産（採種）についても、防除基準に準じて指導する。

7. 掲載農薬一覧表の毒性表記について

(1) 人畜毒性

人畜毒性は、毒物及び劇物取締法に基づく分類によるものである。

①特定毒物：毒物の中でも特に毒性が高いもの

②毒物：毒性が高いもの（包装容器に「医薬用外毒物」の表示がされている）

③劇物：毒物ほどではないが、毒性が高いもの（包装容器に「医薬用外劇物」の表示がされている）

○普通物（防除薬剤一覧表に記載している「普」）について、毒物及び劇物取締法に基づく分類ではありませんが、上記①～③に該当しないものを指していう通称として記載しています。

(2) 魚毒性

魚毒性は、次表「魚毒性分類の基準（滋賀県版）」に従い、Ⅰ類およびⅡ類に分類する。なお、複数の有効成分からなる農薬（混合剤）は、含まれる有効成分のうち、最も毒性が強いものの分類を記載する。

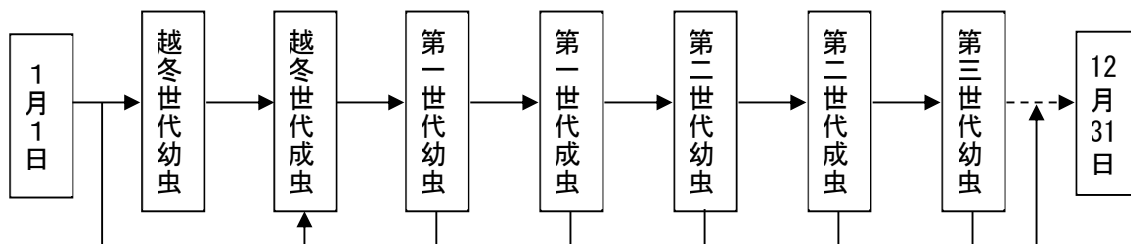
生物農薬は、魚毒性分類を記載しないこととする。

表、魚毒性分類の基準（滋賀県版）

区分	分類する場合の目安	コイに対する半数致死濃度	使用上の注意
Ⅰ類	魚類急性毒性試験（コイに対する半数致死濃度（48時間または96時間）を目安とする。供試生物にコイのデータが無い場合は他の生物で検討する。	0.5ppm 超	旧分類のAまたはB、B-sに相当するもの。通常の使用方法では影響は少ないが、一時に広範囲に使用する場合にあっては十分に注意する。ただし、旧分類のB-sに相当する剤も含まれるので注意する。
Ⅱ類		0.5ppm 以下	魚介類に強い影響を及ぼすので、使用する場合には、特に注意する。

注) 上記に加え、製剤ごとに記載されている水産動植物への影響に係る使用上の注意事項の内容を考慮する。

8. 害虫の世代の呼称は次のとおりとする。



○農薬登録の検索方法

農林水産消費安全技術センターが運営している検索システム（インターネット：無料）を利用する。

<https://pesticide.maff.go.jp/>

無人ヘリコプターおよび無人マルチローターによる農薬散布の留意点について

無人ヘリコプターおよび無人マルチローター（ドローン）（以下、無人航空機と言う。）により農薬散布を行う場合は、航空法や農薬取締法などの関係法令に基づき適正に実施する必要がある。また、農林水産省が定めた「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）」、「無人マルチローターによる農薬の空中散布ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）」に基づき、人畜、農林水産物、周辺環境等に対する安全性に配慮した農薬散布に留意するよう指導すること。また、本指針を遵守した農薬散布を実施するよう指導すること。

1、航空法に基づく許可・承認について

無人航空機を利用して農薬・肥料の散布、播種等を行う場合は、航空法に基づき、あらかじめ国土交通大臣の許可・承認を受ける必要がある。詳しくは、以下のホームページを確認すること。

無人航空機による農薬等の空中散布に関する情報<航空安全に関するルール>
(農林水産省のホームページ)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/muzinkoukuuki.html

2、無人航空機による農薬散布に伴う報告事項について

(1) 無人ヘリコプターによる農薬散布

「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）」、「無人マルチローターによる農薬の空中散布ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）」、「滋賀県における無人航空機による農薬散布に係る安全ガイドライン（令和元年11月27日 滋農経961号滋賀県農政水産部長通知）」では、散布実施主体が事業計画書および事業報告書を提出することが規定されている。提出先は一般社団法人滋賀県植物防疫協会。事業計画書および事業報告書の様式は下記ホームページに掲載している。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/308603.html>

http://www.shiga-syokubo.or.jp/coop_protection/

(2) 無人マルチローター（ドローン）による農薬散布

「滋賀県における無人航空機による農薬散布に係る安全ガイドライン（令和元年11月27日 滋農経961号滋賀県農政水産部長通知）」により、散布実施主体が事業計画書を県に提出する。事業計画書の様式は、下記ホームページに掲載している。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/308603.html>

3、その他

「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）」、「無人マルチローターによる農薬の空中散布ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）」には関係法令や手続関係の記載だけでなく、安全に農薬散布をするための方法についても記載されている。農林水産省ホームページの“無人航空機による農薬等の空中散布における安全対策について”からダウンロードすることができる。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/mizin_tuuti/index.html

IV. 農作物病虫害雑草防除基準に登載する農薬の採用および削除の基準について

1、登載基準

- ・農作物病虫害雑草防除基準（以下、防除基準とする）に登載する農薬は、水稻、麦類、大豆の防除において指導の対象となるものとし、県関係機関が検討の上、選定する。
- ・農薬を新規に登載する場合、本県の試験研究機関による効果試験や植物防疫協会等が実施する農薬展示ほ試験、メーカー等から提出される各種データ等から、十分な実用性と安全性が確認され、普及が見込まれる農薬であることとする。そのため、検討時には以下の点を基準とする。
 - (1) 県内の試験事例およびメーカー等による各種データから判断して、本県の病虫害発生状況に対応した効果的な農薬であること。
 - (2) 前年度に登載された農薬と比較し、防除効果が同等か優る農薬、または使用法が簡便か、投下分量が少なくなるなど、資材費低減に寄与し、環境への負荷がより少ない農薬であること。
 - (3) 人畜毒性は、普通物または劇物に限るが、可能な限り低毒性のものとする。
 - (4) 魚毒性は原則としてⅠ類とするが、代替剤が困難な場合はⅡ類も含むものとする。水稻本田で使用する農薬の魚毒性はⅠ類とするが、除草剤は使用上の注意事項などを考慮し選定するものとする。
 - (5) 水質汚濁性農薬は登載しない。
 - (6) 成分の含有量が異なる同一の成分・剤型の剤で、同一の対象農作物ならびに対象有害動植物に適用登録がある場合、原則として有効成分投下量の低い剤に登載する。
 - (7) 代替剤のある劇物の粉剤や水質、魚類および有用昆虫等の動植物への影響が懸念される農薬は登載しない。
 - (8) 有機農産物の日本農林規格で使用が認められている薬剤は登載していると見なす。
 - (9) その他、登載する必要性が生じた農薬については検討を行う。

2、削除基準

- ・防除基準から削除する農薬は、県関係者が検討の上、以下の要件のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 農林水産大臣の登録が失効した農薬
 - (2) 防除効果が著しく低下した農薬
 - (3) 使用面積が著しく減少したか、流通量が極めて少ない農薬
 - (4) その他、削除する必要性が生じた農薬